

鎌ケ谷翔裕園 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の里 特別養護老人ホーム鎌ケ谷翔裕園が開設する鎌ケ谷翔裕園 ショートステイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や従業員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 鎌ケ谷翔裕園 ショートステイサービス
- 2 所在地 鎌ケ谷市初富字東野 848 番地 10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（本体施設と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1 名以上（嘱託、本体施設と兼務）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 常勤職員 1 名以上（本体施設と兼務）
入所者の入退所、生活相談及び援助に関する業務を行う。
- 4 介護支援専門員 常勤職員 1 名以上（本体施設と兼務）
処遇計画の作成、管理
- 5 介護職員 常勤換算で 9 名以上（本体施設と兼務）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 6 看護師 常勤換算で1名以上
(うち1名は併設短期入所生活介護の専任)
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 7 管理栄養士 常勤職員1名以上(本体施設と兼務)
入所者の食事に関する栄養管理業務を行う。
- 8 機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。
- 9 事務職員 職員1名以上(本体施設と兼務)
必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、30名とする。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の内容)

第6条 介護・予防介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床・着替え・整容等の介護・介護予防を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護・予防介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護・予防介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養・入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
食事時間はおおむね以下のとおりとする。
 - (1) 朝食 7時30分から
 - (2) 昼食 12時00分から
 - (3) 夕食 18時00分から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(2) 食費 第4段階食費額 2,100円 介護保険負担限度額認定証提示により所得段階1～3までの方は負担限度額となります。

(3) 滞在費 第4段階滞在費額 個室 1,350円 多床室 1,000円 介護保険負担限度額認定証提示により、所得段階1～3迄の方は負担限度額となります。

(4) 理美容代

(5) 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、鎌ヶ谷市全域とする。

但し、これ以外の地域に関しても、利用者の要望により、可能な限り実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師・看護職員・介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
- 3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成する。

- 2 定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(掲示)

第 15 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要・従業員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

第 16 条 利用者に対して、適切な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

- 2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上
- (3) 自主研修 随時 但し、管理者がサービスの質的向上につながると認めた場合とする。

(衛生管理)

第 17 条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第 18 条 提供した短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 19 条 利用者に対する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 21 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他の運営についての留意点)

第 22 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人 長寿の里理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年 ６月 １日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年 12月 １日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年 ４月 １日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年 ８月 １日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年 ４月 １日から施行する。